

○後志広域連合入札参加者指名選考委員会規程

平成19年6月22日
訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の規定に基づき、入札参加者の指名を厳正かつ適正に行うことを目的とする。

(設置)

第2条 工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の契約に係る指名競争入札及び随意契約の参加者の指名選考等について審議するため、後志広域連合入札参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- (1) 副広域連合長
- (2) 事務局長
- (3) 総務課長
- (4) 税務課長
- (5) 国民健康保険課長
- (6) 介護保険課長

2 委員長は副広域連合長を充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び決定方法)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席することにより成立し、議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、事業担当課長を説明員として委員会に出席させることができる。

4 委員長は、指名選考の結果を広域連合長に報告し、広域連合長の承認をもって決定とする。

(参加者の選考)

第6条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、北海道又は後志広域連合規約（平成19年市町村第138号指令）第2条に定める関係町村の競争入札参加資格者名簿に記載されたものの内から、次の事項について留意し指名するものとする。

- (1) 経営内容等

- (2) 法的適正
- (3) 技術的適正
- (4) 地理的適正
- (5) 経営規模的適正
- (6) その他必要な条件

(指名(参加)業者選考調書等)

第7条 委員会の委員は、指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、指名(参加)業者選考調書に記名押印する。

2 前項の指名(参加)業者選考調書には、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名押印する。

3 指名選考等に要した資料は、委員会が保管する。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。
(秘密を守る義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
(委員長への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年6月22日から施行する。